

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

【風水害】(洪水、浸水被害)

当市は、市域の東部・北部に山岳地、琵琶湖周辺部に低地部、その間を姉川、高時川、余呉川等の河川が琵琶湖へと流下しており、水害や浸水被害の危険がある。

① 大雨によって姉川、高時川、余呉川、天野川が決壊した場合、大水害の危険がある。姉川上流に治水・河川維持用水目的の姉川ダムが建設され、草野川合流前までの中上流区間は集中豪雨時における流量調節効果が一定程度期待されるものの、草野川や高時川合流後の下流区間については現状でも水害の危険がある。(2.0m～5.0m、合流地点付近では最大で 5.0m 以上の浸水被害が想定されている。) また、集中豪雨の発生頻度が全国的に高まっており、姉川ダムでも大きく想定を超える雨量になった場合はダム流入量と等しいダム放流量となり、中上流区間も決壊の危険は避けられない。県が作成した姉川、高時川、余呉川、天野川の「洪水浸水想定区域図」では、市内の多くの地域で浸水被害が想定されている。

② 市内の中小河川は、流域が小さく上流域で降った雨水の到達時間が短いため、雨足が強くなると直ちに水位が上昇する。これによって市内の中小河川が増水し、低地域で浸水被害が発生する危険がある。

③ 大雨が続いて琵琶湖の水位が上昇した場合、琵琶湖岸沿いの低地部において浸水し、農地や家屋に浸水被害が発生する危険がある。

【土砂災害】

市域東部、東北部及び北部の山地部には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく警戒区域や特別警戒区域が多く分布している。よって、大雨によって土石流やがけ崩れ等の土砂災害が発生する危険が極めて高い。山地・丘陵地の麓部で土砂災害が発生した場合、人命や家屋への被害が発生する可能性がある。

【台風】

滋賀県内における台風は、地理、地勢上台風の通過コースにより、発生する災害の態様が異なる。滋賀県に接近して西方を通過するときには暴風となりやすく、東側を接近して通るときは豪雨をもたらす水害が発生しやすい。台風のコースと暴風雨との関係は、次の 3 つに大別される

① 北東進型 滋賀県にとって最悪の型で、次の特徴がある。

- ・滋賀県の西の至近距離を北東進する大型台風は、特に暴風となる。
- ・滋賀県の東の至近距離を北東進する台風は、特に豪雨をもたらす。

② 北西進型 北西進型は盛夏期に多く、雨台風となる。

③ 北上型 北上型は、一般に雨台風で、接近の度合いによっては雨も強い。

【豪雪】

西高東低の冬型気圧配置となり、北寄りの季節風が強くなると、日本海側、滋賀県北部でも大雪を降らせることがある。特に小さい低気圧が日本海を東進した直後によく降り、そのあと冬型気圧配置が持続すると積雪量は多くなる。近年は昭和期のような甚大な大雪の被害は減ってはいるものの、平成 23 年の大雪では柳ヶ瀬で 1 月の降雪の合計が 364 cm、最深積雪が 249 cm を記録した。また、平成 30 年 2 月には北陸西部が大雪にみまわれ、3 日にわたる国道 8 号の車両立ち往生や、北陸自動車道路が通行止めとなったことで、福井県境から一般道を越えて南下してくる車両によって、市内幹線道路においても交通が麻痺する事態と

なった。令和 3 年 12 月の滋賀県北部と東近江を中心とした大雪では交通滞留や住家等への被害が多数発生した。

【地震】

当市で考慮すべき地震は、内陸活断層地震と近い将来発生することが予測されている南海トラフ巨大地震である。先述のとおり当市における主な活断層は関ヶ原断層、醍醐断層、柳ヶ瀬断層であり、市域で大きな被害の発生した大規模な地震としては明治 42 年の姉川地震（M6.8）があり、これは柳ヶ瀬断層の南端付近で発生した。被害想定によれば当市において最も大きな被害をもたらす地震は柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯による地震であり、市内の大部分で震度 7 の揺れが生じ、建物、人的被害が最も大きくなると想定している。また、南海トラフ巨大地震の想定は震度 6 弱であり、市内の被害はそれほど大きくはないと想定されるものの、京阪神、中京の経済圏と繋がりが強い当地域においては、交通網や市内事業者が関わるサプライチェーンへの影響など、経済的には看過できないほどの被害が生じるおそれがある。

【感染症等】

新型コロナウイルス等の感染症流行時の経験を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。避難所においては、良好な生活環境の確保するために、予め避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するように努める。また、必要に応じ、換気、照明等の設備に努める。また、感染症対策については、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災危機管理局と健康福祉部が連携して、必要な場合には、専用スペースへの誘導等の対応、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。

県、市町は、関係機関と連携し、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対策に備え、感染症対策に配慮した感染者の避難誘導や避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

災害対策本部は、自主防災組織と連携して「避難所運営マニュアル」に基づき管理運営を行う。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

災害時には廃棄物等が散乱して生活環境が悪化する等、感染症が発生しやすいため、防疫措置を迅速に実施し、保健衛生に努める。なお、保健活動については、「滋賀県大規模災害時保健活動マニュアル」、「滋賀県災害時人口透析対応マニュアル」、「滋賀県災害時難病等在宅患者対応マニュアル」、「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を参考にする。

【原子力災害】

原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、原子力災害対策重点区域の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が定められており、当市では日本原子力発電（株）敦賀発電所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ、関西電力（株）美浜発電所が UPZ 圏内として位置付けられている。

滋賀県が実施した、日本原子力発電（株）敦賀発電所、関西電力（株）美浜発電所、関西電力

(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所での福島第一原子力発電所における事故を想定した、環境放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、少なくとも本市における住民は、自宅等への屋内退避をする必要があると判断されている。

(2) 商工業者の状況

旧長浜市区域の商工業者数（令和３年度経済センサス）

業種	建設	製造	運輸	卸売	小売	不動産	宿泊飲食	サービス	医療福祉	その他
事業数	271	265	70	184	628	183	351	665	237	162

長浜商工会議所会員加盟数（令和６年度）

業種	建設	製造	運輸	卸小売	不動産	宿泊飲食	サービス	医療福祉	その他	合計
会員数	202	200	32	320	32	112	244	15	69	1,226

※長浜商工会議所会員数のうち小規模事業者数は910者（社）である。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

・地域防災計画の策定

災害に強いまちとするために、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的な方向性を示し、計画的に防災施策を推進することを目的に策定し、毎年改訂を行っている。

・防災推進員研修会及び災害図上訓練の実施

地域防災リーダー育成のための「防災推進員研修会」、各自治会単位での危険箇所や避難経路を住民自身で考えていただく「地区防災マップ」づくりの「災害図上訓練」を毎年実施している。

・防災訓練の実施

多くの市民に参加いただく形で、「市民防災訓練」等を毎年実施している。

・防災出前講座の開催

災害対応への正しい知識と行動を自治会単位で学ぶ機会として「防災出前講座」を開催している。

・草の根防災体制育成事業補助金の交付

自主防災組織の育成、防災備品及び資機材の整備に要する経費の一部補助として、自治会に補助金を交付している。

・災害用物資の備蓄

災害に備え非常食や資機材等を防災倉庫に備蓄している。

備蓄している物資の例：飲料水、食料、毛布、日用品セット、生理用品、紙おむつ
簡易トイレ、発電機、投光器等

2) 当会議所の取組

- ・ 事業者 BCP・事業継続力強化計画に関する国・滋賀県・日本商工会議所の施策の周知・広報物を事務所の情報提供スペースに据え置くとともに会報・メルマガ等により情報提供に努めている。
- ・ 事業者 BCP・事業継続力強化計画策定支援セミナーを共催している。
- ・ 災害補償を対象とした損害保険会社と日本商工会議所が提携した損害保険を紹介し、加入促進に努めている。

II 課題

- ・ 地区内小規模事業者の BCP・事業継続力強化計画の策定が進んでいない。
- ・ 当会議所職員の災害に関する知識や事業継続力強化に関するノウハウが不足している。
- ・ 災害補償を対象とした保険についてアドバイスできる当会議所職員が不足している。
- ・ 発災時における長浜市と当会議所との具体的な協力体制が明確に確立していない。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対して、災害リスクを認知させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ BCP、事業継続力強化計画策定支援や必要な保険契約に関する情報提供を行う。
- ・ 災害発生時における地域内小規模事業者に対する当所の支援の基礎となる当会議所の事業継続力強化計画を策定する。
- ・ 発災時における当会議所と当市との現実的かつ効果的な情報伝達手段の仕組みを構築する。
- ・ 大規模災害における再建支援に係る組織内の体制づくり、関係機関との連携協力体制構築に向けた検討を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) **事業継続力強化支援事業の実施期間** (令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(2) **事業継続力強化支援事業の内容**

当会議所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

1) **小規模事業者に対する災害等リスクの周知**

・当会議所は巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について周知する。

・当会議所は市をはじめとする地方公共団体の防災関係部局等の協力を得て、当該地域における具体的な災害リスクの紹介や対処方法をセミナー等で紹介する。

・当会議所と当市は会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・当会議所は小規模事業者に対し、事業者BCP（日本商工会議所が提唱するBCP簡単策定ツールなど速やかに取組可能な簡易なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について支援・助言を行う。

・当会議所は事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・当会議所は原子力災害時、避難指示発令区域以外では状況に応じて事業を継続することが求められることを周知する。

・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) **商工会議所自身の事業継続計画の作成**

・災害発災時に事業者の支援を迅速・的確に行うためには当会議所の業務体制が整うことが前提であり、その基礎となる当会議所の事業継続力強化計画を速やかに作成する。

3) **関係団体等との連携**

・災害、とりわけ広域的な災害に対する支援は、商工会議所や商工会の制度的な地区で区分することが合理的とは言えない場合もあることから、少なくとも長浜市域における連携した取組を行うことができるよう当会議所、長浜市商工会、当市が連携のための取組について平時から協議を行う。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険など）の紹介等も実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認

- ・当会議所と当市で事業継続力強化に向けた協議を実施し、状況確認や改善点等について協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（本市で最も大きな被害が発生すると想定されている柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯を震源とするマグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当会議所・当市間の情報伝達の仕組みの機能について確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害時等発災時には、人命救助や被災者の災害救助が第一であることを踏まえたうえで、以下のとおり地区内の事業者支援策を実施する。

- ・当市は勤務時間内外に関わらず、市内の被害状況を確認し、災害の態様に応じて災害対策本部を設置し、避難所の開設他、各種応急対策等を実施することとしている。

- ・当会議所においては、下記の手順で小規模事業者の支援に努めるとともに、市と情報の共有等に努め、連携して対策を進める。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当会議所は、発災後速やかに職員の安否確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について長浜市と共有する。

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、長浜市における感染症対策本部設置に基づき当会議所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当市は、当会議所と市内の家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を可能な限り、随時共有する。

- ・当会議所は、地域内事業者の大まかな被害状況を当市と随時共有する。

- ・当市と当会議所は、両者の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制をとる。

- ・（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等

- ・当会議所は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

※被害規模の目安は以下を想定

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	・ 地区内 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、又は交通網が遮断されており、被害状況が把握できない。
被害がある	・ 地区内 1%程度の事業所で、「看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

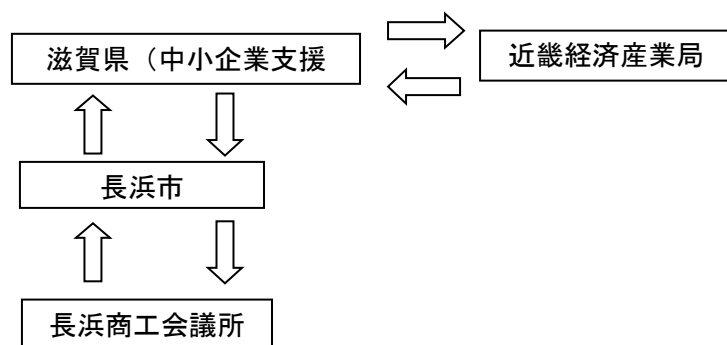
※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・「長浜市地域防災計画」及び「長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における支持命令系統・連絡体制＞

・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の迅速・的確な被害状況の把握とともに当会議所と本市との現実的かつ効果的な情報収集伝達の仕組みを構築する。

・ 当会議所と本市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて本市より県に報告する。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

・ 相談窓口の開設方法について、本市と当会議所に置いて相談する。（当会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）

・ 本市と当会議所は、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

・ 本市と当会議所は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

・ 本市と当会議所は、応急時に有効な被災事業者施策（国や滋賀県、長浜市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

- ・ 当市と当会議所は、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 当市と当会議所は滋賀県の方針に沿って可能な再建支援の方策を選定し、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・ 災害規模が甚大で、当市、当会議所職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和6年12月現在)	
(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
長浜商工会議所：専務理事（兼事務局長）1名 経営指導員4名（内、法定経営指導員3名） 経営支援員2名（内、法定経営指導員1名） 記帳指導員1名 総務課職員3名	
長浜市役所：産業観光部 商工振興課 9名 防災危機管理局 防災危機管理課 7名	
＜長浜商工会議所＞ <pre>graph TD; A[専務理事 (兼事務局長)] --- B[中小企業相談所 経営指導員4名 経営支援員2名 記帳指導員1名]; A --- C[総務課 一般職員3名]; B <--> 連携 C; B & C --- D[会議所会館内 一般社団法人長浜ビジネスサポート協議会];</pre>	＜長浜市役所＞ <pre>graph TD; E[防災危機管理監] --- F[産業観光部 商工振興課職員9名]; E --- G[防災危機管理局 防災危機管理課 職員7名]; F <--> 連携・確認 G;</pre>
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 氏 名：吉井 康治 (連絡先は後述 (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗状況、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)	

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会議所

長浜商工会議所 中小企業相談所

〒526-0037 滋賀県長浜市高田町 12 番 34 号

TEL:0749-62-2500 / FAX:0749-62-8001 / E-mail cci@nagahama.or.jp

②関係市町

長浜市 産業観光部商工振興課

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地

TEL:0749-65-8766 / FAX:0749-64-0396 / E-mail syoukou@city.nagahama.lg.jp

※その他 上記内容に変更した生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
セミナー開催費	30	30	30	30	30
専門家派遣費	50	50	50	50	50
広報周知費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
滋賀県補助金、長浜市補助金、会費収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携事業体：一般社団法人長浜ビジネスサポート協議会 住所：滋賀県長浜市高田町 12-34 連絡先：TEL 0749-53-2770 代表者：代表理事 大塚 敬一郎
連携して実施する事業の内容
1. 管内小規模事業者向け研修会、セミナーの共催 小規模事業者を中心に、事業継続力強化計画作成についての重要性や認定メリットについて普及啓蒙を行うとともに、研修会及びセミナー開催時は共催する。
連携して事業を実施する者の役割
1. 役割及び効果 当所は管内会員事業者に対して研修会、セミナー告知をする事が主な告知となるが、管内事業者の中には当所会員事業所でない事業者もあり、当協議会と連携することで広く告知及び参加者増加の効果を望むことが出来る。
連携体制図等
広報依頼 長浜商工会議所 ↔ 一般社団法人長浜ビジネスサポート協議会 共催運営